

平成29年第2回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成29年6月21日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時42分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

---

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	国忠崇史君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	遠山昭二君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

---

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院 副院長	三好信之君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中峰寿彰君
市民部長	佐々木幸美君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	法邑和浩君	市立病院 事務局長	加藤浩美君
教育委員会 委員長	五十嵐紀子君	教育委員会 委員長	安川登志男君

教育委員会  
生涯学習部長

村上正俊君

---

農業委員会  
会長

松川英一君

農業委員会  
事務局 会長

武田泰和君

---

監査委員

吉田博行君

監査委員  
事務局 局長

穴田義文君

---

#### 事務局出席者

議会事務局長

浅利知充君

議会事務局  
議総 議総

岡崎浩章君

議会事務局  
議総 議総

前畑美香君

議会事務局  
議総 議総

駒井靖亮君

---

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(浅利知充君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。16番 齊藤 昇議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

---

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。3番 大西 陽議員。

○3番(大西 陽君)(登壇) おはようございます。

通告に従いまして、理事者の適切かつ前向きな答弁を期待しながら一般質問を行います。

最初に、中心市街地におけるにぎわいの創出についてであります。

まちにとって中心市街地はまちの顔であり、その顔色がよければ健康なイメージがありますので、中心市街地のにぎわいを創出することは地域全体の活性化につながります。本市の今の現状は人口減少や車社会の拡大で商業施設の郊外への立地等の影響もあって、中心市街地のにぎわいが失われつつあります。この状況で推移すると、将来の町なかづくりに支障があるとして、行政並びに関係者の皆さんでにぎわいの創出を図るためのさまざまな取り組みを今日まで行ってきました。しかし、一定の成果を得ながらも十分な課題解決としては、今なお厳しい状況で経過をしております。

今、全国的に人口が減少傾向にあって、この傾向が続くことが予測されており、本市も同様に推移していく中で、今後活力と魅力あるまちづくりを進め、持続させていくためには、基幹産業の農業及び商工業の産業振興により、急速な人口流出を極力抑え、定住人口の維持及び増加を目指しながら、交流人口拡大のために誘致企業と一層の連携強化に努め、観光の充実と合宿の定着のために、より効果的な取り組みを進めるとともに、中心市街地に新しく人の流れをつくることでにぎわいが生まれ、結果として地域全体、市民全体の利益になることが期待されることから、そのための新たな取り組みの検討が必要ではないでしょうか。

本市は国道が中心市街地を縦貫しており、上下線合わせて1日約1万台余りの車が通過しておりますので、単なる通過点ではなく立ち寄ってもらう方策として、空き店舗や遊休地を利用して通過する車を対象としたトイレを備えた休憩所と、観光案内や特産品の情報提供の場、関係団体の事務局及び市の観光業務を担うセクションを配置するなど、市民の交流の核となる機

能と管理体制を整えて、にぎわいの創出を目的とした幅広い活用ができる施設について、本年度策定を進めている総合計画と都市計画マスタープランなどとの整合性並びに中心市街地活性化法や土地再生特別措置法などの関係法令に基づく国の交付金等の導入も含めて、検討すべきだと思いますので、このことについての見解をお伺いしまして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

大西議員の御質問にお答えいたします。

本市の中心商店街は、今日まで地域の文化・伝統・歴史が集積するまちの顔として、重要な役割を果たしてきていると認識しておりますが、近年は人口の減少や少子高齢化、地域経済の低迷などの要因により、閉店や廃業による空き店舗や空き地など空洞化が顕著になっている現状に加えて、後継者不足や経営者の高齢化の進行も深刻な課題であると認識しております。

にぎわい創出を図るための取り組みにつきましては、現在、中小企業振興条例において、商店街、団体等がイベントや魅力的な購買機会を市民に提供することによって、各お店への集客強化とともに、地域住民との触れ合い豊かな商店街づくりを推進することを目的として、商店街活性化事業や商店街にぎわい推進事業等の助成を行っております。

この事業助成は魅力ある商店街づくりを推進することにより、消費者サービスを充実させ、商業等の活気を促進し、地元経済の活性化を図る目的であり、家族の似顔絵コンテスト、得々まつり、にぎわい市場や歩行者天国市民センター広場などがあり、市民にはすっかり定着した商店街イベントであります。更に、冬の彩りを飾るイルミネーションや飲食店をめぐるスタンプラリーやはつらつ商品券事業など、商店街活性化事業が行われてきております。

活力あるまちづくりを進め、それを継続させていくためには、人口流出に歯どめをかけ、交流人口を増やすことが重要であると認識をしており、産業振興、定住人口の維持増加や誘致企業の連携強化と観光客の誘引、合宿の一層の定着など、関係するそれぞれの機関等において協議を進めているところです。

そこで、大西議員御提言のにぎわいの創出を目的とした施設についてであります。中心市街地の空洞化の進行や買い物の郊外化、空き店舗、空き地が増える中、町なかの活性化をどう進めていくのが最大の課題であり、市民が中心市街地に求める機能、商品、サービスなど、必要としているものは何かを見きわめなければなりません。そのことが今後の商店街活性化のあり方、方向性を示す上でも重要なことであると認識しており、にぎわいと集客力の高い中心商店街の創出に努めることが急務であると考えております。

中心市街地の活性化には、本市中心市街地を縦貫し、多くの一般車、観光バスなどが行き交う国道40号線沿いに、地域住民や来訪者が求める地域情報を発信する機能や人と人との出会いと交流を促進する空間が必要であると認識しておりますことから、関係する商店街組織や商工会議所などの関係機関と十分な協議、議論を進めてまいります。また、その際には策定予定の

総合計画や都市計画マスタープランとの整合性を図り、事業を進めるに当たってはさまざまな交付金等の活用についても検討してまいります。

中心商店街のにぎわいづくりには、商店街の皆様はもとより、商工会議所、関係機関の主体的な取り組みが最も重要であり、その取り組みがなければ成功につながらないものと考えておりますので、関係機関、団体の連携のもと、にぎわいと活力ある商店街づくりに努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 現状においては、今、市長が答弁されたことと認識は一致するわけですが、今後の考え方として今、答弁にありました。今現在の状況を確認させていただきたいんですが、商工会議所初め、商店街の具体的な人の流れをつくるための施設も含めて、検討を始めたという解釈で間違いはないのでしょうか。この辺を確認したいと思います。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 大西議員の再質問にお答えをいたします。

総合計画の中でも、あるいは今日までの市の大きな課題の中でも、中心商店街のにぎわいづくりをどうしていくのかというのは、これは大きな課題として総合計画の中でも示されているところであります。

そういった意味では、先進事例として例えば、この管内で言えば富良野市なんかについては、まちづくり会社をつくり上げながら、町なかにマルシェをつくって、そこに大きな集客力を有している。これは確かに地の利、観光客が非常に多いという地の利もあるわけでありましてけれども、そういった事例もあるわけでありまして。

これは先ほど申し上げたとおり、いろんな施設をつくるにしても、行政がつくるというのではなくて、町なかのいろんな方々の力によって、まちづくり会社がやはりその中心的なものを担いながら、行政がしっかり支援をしていく、こういう取り組みが必要であります。

昨年10月にオープンをいたしましたいきいき健康センター、これもおおむね町なかに建設したんでありますが、1日平均でおおよそ100名の方々が平均でも利用されているということからいっても、町なかに相当な人が現在入り込んできているわけでありましてから、先ほど大西議員の御提案にございましたとおり、国道を有している中心商店街でございまして、多くの方々が往来をしているわけでありましてから、そこに大西議員がおっしゃるような、例えば観光、あるいは行政、あるいはマルシェ的なものも含めながら、憩いの場となるような多くの方が往来できるような、そんな施設ができ上がる、つくり上げられるようなことも含めて、具体的に現在商工会議所だとか、具体的なまちづくりの皆様方と協議に入る段階、入っている段階でございまして、これから新総合計画も含めながら、具体的にそれを青写真としてつくり上げていけるように、実現できるように取り組みを進めてまいりたい、そのように考えています。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 今、答弁あったように、市民も大きな期待があるんだというふうに思いますので、この方向に沿って検討を進めていただきたいということを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

（登壇） 2番目の質問は、より信頼と親しみやすい市立病院を目指す取り組みについて所見をお伺いいたします。

士別市立病院は開院以来、地域の基幹病院としての役割を果たすために、住民が安心できる医療の提供に努めてきましたが、平成16年の新医師臨床研修制度開始以来、慢性的な医師不足で診療体制の維持が難しくなり、人口減少の影響もあって厳しい経営が続いております。

そこで、経営改革のために平成20年度に26年度までを計画期間とした士別市立病院経営改革プランの策定を行い、この改革プランに基づいて経営に当たってきましたが、大きな成果を得るまでには至りませんでした。

また、27年度に30年までを計画期間として新改革プランを策定しましたが、28年4月に北海道が策定した地域医療構想及び総務省が新公立病院改革ガイドラインを示したことから、これらに沿って29年度から32年度までを計画期間として見直しを行い、改訂版としての新改革プランの策定を行っております。

その中で、経営形態を現在の地方公営企業法の財務規定のみが適用となる一部適用から、30年4月に全部適用に移行するとしており、移行後は弾力的な対応が可能となり、機動性、迅速性が発揮され、経営責任が明確になるなどのメリットが期待できるとして、現在、移行のための条例、規則の改正及び公営管理規定の制定などの準備を進めており、その成果が期待をされます。

市立病院の基本理念は、温かい心で良質の医療を行い、地域から信頼される病院づくりを進めるとしており、経営の安定化のためには市民からより信頼と理解を得て、親しみやすい病院づくりに取り組む努力が求められます。これまでも、士別の未来を語る会で院長が運営方針の説明を行い、更に市民公開講座や出前講座のほか、ホームページや市民組織の病院応援隊の協力による広報活動に努めており、今後においても地域ごとの住民と医療従事者との懇談会の開催を検討するなど、理解と信頼を得るための取り組みを積極的に行っております。

そこで、今回経営形態の見直しを行う機会に、多くの市民に市立病院をより理解をしてもらうために、経営の内容や病院スタッフの思いなどを紹介し、さまざまな情報を速やかに伝えるための病院だよりの発行など、独自の広報活動を充実すべきだと思いますので、このことについてのまず見解をお伺いいたします。

次に、院内での奉仕活動は、市民が市立病院をより理解してもらうためにも、みずから直接かかわることは意味のあることとあります。

そこで、現行のボランティア活動の内容と、現状及び今後の考え方と、従来から開催をしている市民公開講座及び出前講座は市民に市立病院の経営状況や診療内容を直接伝え、健康や医療に関心を持ってもらうためにも継続すべきだと思いますので、今後の取り組み方針について

お伺いして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に、広報活動の充実についてであります。現在、市民の皆さんに病院情報をお伝えする手段として、広報しべつ及びホームページのほか、院内の掲示板の活用が中心となっております。広報しべつにおいては、毎月の診療日と臨時休診情報や変更概要をお知らせし、ホームページでは院内の広報サービス委員会が中心となり、各部門やスタッフの紹介、治療や検査内容、職員募集等、情報をタイムリーに反映できる特性を生かし、広報ではお伝えできない最新の情報も随時加えています。

また、地元新聞社に御協力をいただき、知って得する医学の知識、健康へのヒントといった医療にかかわるコラムを不定期で掲載するほか、病院応援隊が全戸配布する応援隊だよりでも情報発信に努めています。

しかし、議員御提案のありました経営内容やスタッフの思いについては、現在の手段ではお伝えしきれていない部分もあり、今後市民理解を深めるため、病院だよりなど独自の広報活動を検討してまいりたいと考えております。

また、内容、発行回数、配布方法についても十分検討してまいりたいと考えております。

次に、病院ボランティア活動についてであります。

当院では平成19年11月にボランティア活動を支援し、病院と地域社会の連携を図るとともに、患者サービスの向上へとつなげる目的で要綱を定め、外来フロアでの受付案内、入院患者さんへの図書貸出業務を中心に6人の方に活動していただいておりますが、それぞれの都合もあり、残念ながら現在は活動されている方はおりません。広報しべつやホームページで募集を図っているものの応募がない状況が続いておりますが、今後においては募集継続はもちろん、例えば1日だけのボランティア体験の機会を設けるなど、関心を持っていただけるよう取り組む必要があると考えております。

また、市民公開講座は平成24年から毎年度継続して実施しており、大学教授などの講師を招いて、先進的かつわかりやすい内容の講演で、参加された方には有意義なものだったと認識しておりますが、当院勤務の医師においても日ごろの診療での体験をもとに、より身近なテーマでの講演も意義深いものと考えますので、今後も市民の皆さんに情報を提供できる機会の確保に努めてまいります。

あわせて、出前講座も自治会や各種団体からの依頼に応じて、平成20年の開始以来、これまで70回ほど行っており、最近ではわがまちしべつの未来を語る会や消費者協会の総会などで院長、副院長が現在の医療制度の状況や病院の状況について説明をしてきたところです。出前講座などは病院に勤務する職員がおのおのの専門的知識に基づいたお話をすることができ、また現状を詳しくお知らせできる場でもありますので、引き続き積極的に取り組んでまいります。

特に、近年は病棟の再編、名寄市立総合病院との連携を進めるほか、地方公営企業法の全部

適用など、病院経営が大きく変化する状況にありますので、市民から信頼され必要とされる病院づくりのため、広報活動の充実に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君）（登壇） 最後の質問ですが、第3期士別市農業・農村活性化計画の策定についてお伺いをいたします。

本計画は、本市の農業・農村活性化条例第4条に基づき、農業施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、その指針として策定をされております。平成29年度が計画期間の最終年度となる第2期計画は、第1期計画と同様に本市の最上位計画である士別市総合計画の分野別計画として位置づけられており、国の新たな食料・農業・農村計画や第4期北海道農業・農村振興計画を踏まえた計画となっております。

第1期計画では、農業の原点である土づくり、人づくり、収量アップを基本として進めてきましたが、農業者の高齢化や担い手不足などの要因で農業就業人口が減少傾向にあり、それに伴い将来農村コミュニティ機能の低下が危惧されることから、第2期計画では活力ある農村づくりを新たに加えて、4本の大きな柱を基本とした計画であります。項目ごとに現状を捉え、それぞれの課題を整理して、計画期間内での目指す姿を実現するための推進事項として、15項目にわたる具体的な方策を示して、課題解決のためさまざまな取り組みを行ってまいりました。

次期、第3期計画も本市の基幹産業としての農業を持続的に発展させるための重要な計画でありますので、その策定に当たっては、第2期計画の実績の検証と現在本市と関係団体で取り組んでいるICT営農システム研究プロジェクトやICT農業研究会が主体的に取り組んでいるRTK-GPSシステムなど、ICT及びロボット技術を導入したスマート農業とAIの農業への活用の研究を進めるとともに、本年度政府が未来都市会議で新たな成長戦略となる未来都市戦略2017の農業分野の柱として、ICTの活用を進めることを提起していますので、将来農業への幅広い活用が期待できることから、その内容と本市の取り組みとの整合性について検討を行い、更に農業へ人材を迎える体制の整備と女性が活躍できる環境を整える方策及び昨日井上議員の質問にもありました本市で生産される農産物が安全であることを示すGAP認証の普及など、農業情勢や環境の変化を的確に把握する中で、関係機関を初め農業者及び他産業の皆さんと向き合い、将来の農業に対する思いを反映させた具体的な方策を示し、農業・農村活性化審議会でも内容の補強を行い、実効性の高い計画策定に努めて、全ての関係者が計画の内容を共有することが極めて重要であります。

そこで、まず第3期計画の方針とプロセスについての考え方を伺います。

第2期計画では目指す姿を実現するための推進事項として、項目ごとに推進します、進めます、目指します、努めますなどの表現が多く使われており、どのような方策で推進するのか、また進めるかについて具体性に欠けるような気がしますので、次期の計画の内容の示し方は前例を踏襲するのではなく、具体的な方策及び関連施策の基本方針と事業計画並びに数値目標を



項目ごとに併記して示すべきだと思いますので、この見解をお伺いして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在の農業・農村活性化計画では足腰の強い農業・農村を目指すため、農業・農村活性化条例に沿って、土づくり、人づくり、収量アップ、そして農村づくりを4本の柱に据え、目標達成のため各種の取り組みを進めてまいりました。

そこで、大西議員御質問の第3期計画の策定方針と手順についてであります。次期計画におきましても第2期計画を踏襲し、農業の基本である土づくりを初めとして、農畜産物の安定生産、経営の効率化、担い手の育成、ICTの活用など、時代の変化に即応した生産体制の確立を目指すとともに、農業施策の策定に当たっては、農業者が将来の農業に対し何を求めているのかが重要であると考えており、また、GAP認証の普及、拡大が注目され、食の安全・安心への関心に応えるためにも、消費者などきめ細かい意見集約と地域事情の把握に努め、加えて農業者の自主的努力を助長するような計画としたいと考えております。

策定に当たり、既に昨年度から資料の準備を開始し、広範な農業者の意見が反映されるよう市内を12地区に分けた意見交換会についても順次開催してきており、加えて今後におきましては個別のアンケート調査の実施を予定しております。

また、今年3月に立ち上げました農業委員会や農業改良普及センター、JA北ひびき、土地改良区、農業共済組合の関係機関で組織します農業・農村活性化計画検討委員会において、第2期計画の実績把握と検証をして、次期計画へ継承するもの、新たに計画に盛り込むもの等の協議を行い、次期計画に反映させていきたいと考えております。

更に、この作業と並行して農業委員、中山間集落代表者、農業士会、農業青年、女性グループなど関係する農業者団体と意見交換を行い、その後農業・農村活性化審議会、市民に対してのパブリックコメントを実施し、広く計画に対する意見を伺い、平成29年度末の策定を予定しているところであります。

次に、計画の具体的な方針及び関連施設と数値目標についてですが、農業・農村活性化計画は議員お話にありましたとおり、活性化条例に基づき農業施策を総合的に推進するための指針として策定しております。

先ほど申し上げましたように、多くの方々の御意見を伺いながら、条例の目的にありますように収益性が高い農業を持続的に発展させ、活力あふれる豊かで住みよい農村を将来に引き継ぐこととしており、将来に向かってどのような取り組みが必要なのか、そのためにどういった事業が効果的であるかといったことを推進方針としているところです。数値目標につきましても、まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた数値目標等もありますことから、数値を掲げることにより具体的に推進できるものについては、JA地域農業振興計画を考慮しつつ、農協と十分協議をした上で盛り込んでまいりたいと存じます。

次期計画の策定におきましては、国や道の農業・農村計画はもとより、JA地域振興計画と連携することはもちろんであります。総合計画との整合性も図り、まずは第2期計画の推進方針に対する各事業の実績評価を行い、課題を整理し、それを基本に新たな方針を定め、その推進に当たって具体的な方策、施策、実践項目を設定することにより、年度ごとの事業実績評価が可能となり、次年度事業の実施に向けてフィードバックができるよう工夫するとともに、わかりやすい表記に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 再質問させていただきますけれども、先ほど質問した示し方なんですけれども、従来の第2期計画では現状を整理して、課題、それから目指す姿、その目指す姿を実現するための推進事項ということと表記しています。関連事業については後ろのほうに事業一覧表をつけているんですが、私が質問で触れたように、この計画を農業者、関係者が共有すると、見やすく、この事業についてはこういう方向でこういう施策をやるんだなというふうにわかりやすく表記すべきだというふうに思っています。

今、口頭で経済部長の答弁にこのことに触れたのかもしれませんが、ちょっとわかりづらかったので、この示し方について具体的にもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えいたします。

今の第2期計画につきましては、今、大西議員がおっしゃられたとおり、今の現状、それからその現状に対する課題を表記いたしまして、その上で目指す姿、これは方針というふうな形になろうかと思いますが、その上でそれを目指す姿に向かった推進をどうするのかというような推進項目、この4つの項目の中で行っております。おっしゃるとおり表記の仕方として一番最後の後ろのほうに個別の事業、これらを推進するに当たってどういう事業をもって推進していくかという事業を明記してあります。

今後の次の事業ですけれども、まずは表記の仕方としては今までの事業の実績評価をまず表記をさせていただいて、その後、今言う課題を列記させていただきたいと思っています。その課題について、課題に対する方針、基本方針、それから具体的な方針、それぞれを載せていきまして、最後に具体的な方策、施策、実践項目をそれぞれ載せていきたいと思っています。細かい予算ですとか、そういったところまでは触れませんが、そういった内容で細かく内容を表記していきたいというふうに考えているところです。

先ほどの答弁の中でも話をさせていただきましたが、わかりやすいものにしていくことで、やはり農業者の皆さんに見ていただいて、議員おっしゃられるように皆さんが共有して一つの方向に向かっていけるような、そんなようなわかりやすい計画にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 再々質問で申しわけありません。

要するに事業の細かい数字というのはこの中に網羅するというのは難しいんだと、基本的なこと、これと総合計画の中の一覧表の中に共通する同じ事業が載るんだと思うんですけども、従来はこれを見ながら総合計画を毎年見直しするから、それを点検しながらこっちを見なきゃならんということなので、総合計画は総合計画として、その事業項目は整理されるんだと。

そして、この基本計画、活性化計画については一々総合計画を確認しないでも、ここに載せて、これをローリングで、例えば字句が変われば差しかえなり、あるいは何かを方法で農業者、あるいは関係者に伝えるという仕組みになるんでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再々質問にお答えをいたします。

答弁の中にもちょっと触れさせていただきましたが、今回は実践項目なりを設定するというのをやりたいというふうに考えて、項目の中に実践項目ということを設定したいというふうに考えておりますので、その項目ごとに毎年行われてきた内容について評価をしていく、その評価について毎年皆さんに公表しながら、次の年の事業を展開するに当たってのフィードバックとしていきたいというふうな考え方でおります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 答弁が少し漏れていたようです。

考え方としては、別に総合計画は当然ありますので、その総合計画に沿った分野別なものですから、それは当然その分野別の中で確認すべきことは分野別の中で表記をしていくということにしたいというふうに考えています。

活性化計画の中でも当然ローリングはかけますけれども、その分野別計画の中でもありますので、それは当然その分野別計画の中でも、同様に皆さんに公表していくというような形になるというふうに考えております。

○議長（丹 正臣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 大変申しわけありません。

活性化計画の中に入らないものに関して、新たに入ってくるのであれば、それは当然見直しをしていきますし、ローリングもかけていきますので、それはあわせて行っていきたいというふうに考えている。当然、一番は、総合計画です。

総合計画の中で新しいものが入ってくれば、当然その中にローリングをしていきますし、それも変更になった場合も当然それは見直ししていきますし、加えていきますし、それも当然ローリングをしていくという考え方になります。それを活性化計画の中でも示していきたいと考えております。

○議長（丹 正臣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） すみません、失礼しました。

今の差しかえの部分に関しては、少し検討させていただきたいと思います。というのは、一旦つくりますので、それをその都度その都度差しかえをしていくのがいいのか、それとも変わった部分だけを追加でお知らせをしていくかというようなところをちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 9番 国忠崇史議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） 第2回定例会に当たり一般質問をいたします。

第1のテーマは、JR土別駅の改修について取り上げます。

牧野市長が4月に行った定例記者会見並びに昨日の斉藤 昇議員の質問に対する答弁でも、多目的スペースの設置について触れられていました。しかし、私があちらこちらの鉄道駅舎を見て歩いた限りで申しますと、こうした多目的スペースの多くがいわば無目的な空間となっていることに注意を喚起したいと思います。駅の利用者が減少する中、活気がないままにこうしたコーナーを設けても、結局は上手な利用法が見つからず閑古鳥が鳴くというのがよくある話ではないでしょうか。

例えば、しばしばショッピングモールやデパートなどの商業施設でテナントが撤退すると、当座の間は多目的スペースにして、住民の作品を展示するなどの方法がとられますが、そういった臨時の対応としてではなく、最初から無限定な多目的スペースを設置することにはどこか違和感を禁じ得ません。

多目的と言えばドーム球場が一世を風靡した時代がつい最近にありました。野球やサッカー、コンサートや大規模な集会ができるということで、東京ドームを皮切りに、この30年間全国主要都市に建設されたわけです。しかし、逆に多目的ドームでは何をやっても、いわば帯に短したすきに長しであり、100%の満足が得られない面もあります。だからこそ、今まさに北海道日本ハムファイターズが札幌ドームを出て、独自の天然芝ボールパークを模索するという話になっているわけです。すなわち、一言で言わせてもらえば、多目的スペースという発想はやや時代おくれなのです。

でしたら、人を配置するといいますか、人が常駐するスペースを土別駅の中にもっと考えるべきではないでしょうか。観光協会のスタッフや飲食物の販売スタッフがいる駅、つまり人の息遣い、人のぬくもりがある駅という方向性を目指さないのでしょうか。

私が危惧するのは、鉄道乗客減少傾向をこのまま払拭できずに、ずるずると駅員の駐在時間が短くなり、現行の朝6時から夕方4時50分までの駐在時間が徐々に短くなっていき、やがて無人駅になってしまうことです。そうなる前に駅を有人化するとか、多くの人でにぎわうようにまず一手を打つ必要があるのではないのでしょうか。

次に、方向性としては駅舎外壁等には木材を多用するとの方向が示されています。そこで、土別駅の跨線橋などをまずよく観察してほしいのです。ここには柱やはりとして100年ほど前のレールがふんだんに使われています。私もこの前の冬、公民館講座で初めて学んだのですが、

レールには必ず製造年が刻まれています。士別駅の跨線橋に使用されているレールには1912などのかかなり古い年号が刻まれているものがあります。明治、大正時代のレールが使われています。そのほか、士別駅の正面には携帯電話の普及で今やほとんどの駅で撤去された伝言板がいまだに残っていたり、改札近くの柱には大きな鏡があります。これらは士別駅が大切な人と待ち合せたり、出迎えたり、見送ったりする随一の場であったことを再確認させてくれるものです。

私たちは士別駅改修に当たって、こうしたある種の懐かしさをキーワードとすべきなのではないでしょうか。思えば駅の北側には士別軌道の社屋があり、その内部が非常にレトロな造作になっていますし、駅の南側にはれんが張りの倉庫群が展開しています。

近年、宗谷本線沿線で駅舎の新築、改修が行われた例では、比布駅や天塩中川駅がありますが、特に天塩中川駅は地元のトドマツ材を使用し、1953年、昭和28年築の旧駅舎を改めてつくったことで有名です。士別駅改修の目指すべき方向も、どちらかと言えば天塩中川駅のような方向に見出せるのではないのでしょうか。

かつて、石川啄木はふるさとの訛なつかし停車場の人ごみの中にそを聴きにゆくと東京上野駅の風景をうたいました。士別駅の改修に当たっても、この啄木の短歌を念頭に置いて、人の息遣いが感じられる、そんな駅舎とするための事業に取りかかっていたいものですが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

駅前の再整備に当たっては、3月23日の定例会見やさきの第1回定例会でも申し上げたとおり、新たな施設を建設することなく、JR士別駅の改修によって必要な機能の充実などに努めるものとし、公共交通結節点機能、コンビニエンスストア店舗、市民の憩いの場となる多目的スペース、快適で衛生的なトイレの設置を基本的な整備方針としたところで、今後は商工会議所やJR北海道等との協議を行う中で、平成30年の着工に向けて進めてまいります。

そのような中で多目的スペースについては、待合スペースに隣接して配置することを想定しており、市民の文化作品などの展示ができる生涯学習活動の発表の場としての活用も検討しています。

また、このスペースには木製の机や椅子の配置も検討しており、市民や来訪者が休憩や軽食をとるなどの状況も含め、駅に足を運ぶ方々が快適に過ごせる環境づくりを進めてまいります。これらのほかにも、名寄市のよろ一なで見られるように、通学途中の高校生が教科書やノートを開いたり、友人と語らうなど、快適かつ有意義に待合時間を過ごすことができる環境も提供できるのではないかと考えています。

このように多くの人々の憩いと交流に活用されることを期待するところであり、国忠議員御提言の趣旨も踏まえつつ、さまざまな視点から検討してまいります。また、人のぬくもりが感じられる駅を目指すことについては大変望ましいことであり、子供たちからも夢トークを通し

て、人がにぎわう駅にしてほしいとの強い思いも示されています。

しかしながら、特定の方たちが常駐することについては、どのようなニーズのもとに、どのようなサービスを誰が提供するのかなどを踏まえなければならず、関係団体などとの協議も必要であるとともに、建物のスペースがどのようになるかを含め、十分な検討が必要です。

次に、駅周辺の景観や懐かしさをコンセプトにしてはとの御提言がありました。お話しのように近年自治体が駅舎を新築で整備した例としては、天塩中川駅や比布駅があり、それぞれ木材を活用するとともに周辺景観との融和にも配慮した建てかえを行っており、利用者からも好評を得ているとお聞きしています。また、本市と同様、既存駅舎の改修による整備の例としては、知床斜里駅や上川駅があり、いずれも内外装に木材を使用しており、優しくて温かみのある印象となっています。

本市の駅舎の整備に当たっては、現施設の改修であるためさまざまな制約はあるものの、これまで大切にされ、多くの人との出会いなどを見つめてきた懐かしさを感じるものなどについては、JRとも協議する中で、可能な範囲での活用を検討してまいります。

私は駅は一つのまちの顔であり、訪れた人にとってそのまちの第一印象を与える空間であると思っています。今回の改修では利便性や快適性の向上、利用促進の視点などを重点に整備を進める予定ですが、れんがづくりの倉庫群など周辺の町並みとの調和を図るとともに、子ども議会でも提言を受けたサフォークランド土別としての印象を与える工夫や多くの方にぬくもりと優しさが感じられる駅舎を目指してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 再質問いたします。

いま、大体私の言ったことを取り入れてくださった答弁いただいたと思います。ありがとうございます。

ちょっと私の質問の中で、観光協会のスタッフとか飲食物の販売スタッフがいる駅にしてほしいと、あえて観光協会という名前も出して話をさせていただいたんですけども、要は駅の中に利用者以外にどれだけの人が見守る人があるかというのは、ちょっとポイントだと思うんですね。そういう人が高校生なりがちょっと滞留しても、ちゃんと何て言うか散らかしたりしないように見守ってくれるとか、そういうことで駅は荒廃しないきれいな駅でいられると思うしね。

だから、市長の答弁の中でちょっとその辺、関連団体である観光協会なんかと話ができているかどうかについては、ちょっと言及はなかったのかなという印象を持ったんですが、駅に駅員さん以外の人をどの程度置くかということについて、ちょっとお考え聞かせていただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 国忠議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどから、国忠議員の御提言をお伺いして、非常にいい内容の示唆をいただいたと考えてございますので、御提言の趣旨をしっかりと受けとめて、可能なものについてはおっしゃるとおり、私と同一の意見でございますので実現をしてみたい、こう考えます。

私も今、観光ボランティアの皆様方が非常に活動していただいています。ただ、正直申し上げて、場所が実は町なかにはないものですから、土曜、日曜日になりますと、羊と雲の丘に出向いていただきまして、あそこでいろんなボランティアガイドのお仕事もしていただいているんです。

ですから、町の一つの大きな顔でございますので、そういった皆さん方が駅舎で常駐をしていただくのか、あるいは先ほど大西議員の御質問にございましたとおり、町なかの空間スペースに、これも非常に重要な私は国道40号線の1日1万台の方々が通過するという、そういった場所にそういう皆様方がいらっしゃるのが一番いいのか、そういったことも含めて、いずれにしても私は駅にも先ほどおっしゃるとおり、常駐者がやっぱりいるということは重要な位置づけだと思いますので、どういう形の方が必要なのかということも含めて、これは観光協会なども具体的に協議をしながら、いずれにしても平成30年に着工を考えていますので、それまでに方向性も含めて協議をしてみたいと、このように考えていますので、そういったことでよろしいでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 宗谷本線有人駅非常に少なく、北から稚内、南稚内、幌延、音威子府、美深が無人駅になって、名寄、士別、永山まで有人駅ないんですね。だから、士別が無人駅になってしまうともう大変なことになると思いますので、とにかく有人であるということを死守するようにお願い申し上げて、次の質問に移ります。

（登壇） 次に、最終段階に至っているつくも水郷公園の再整備について質問いたします。

まず、最終的な全体事業費と事業内容についての概括をお願いします。

次に、市民からの再整備についての意見がどのように反映されたか、あるいは再整備基本計画との整合性はどの程度とれたのかをお聞きします。

3つ目に、私がこれまでの質問で重視していた取りとめのない公園からの脱却についてですが、この水郷公園内のゾーンごとのコンセプトを明瞭にし、メリ張りのある公園にできたか否かを伺います。

このことに関して具体的な提案を2ついたします。

1つ目には、つくもビーチのほかにも固有名詞をつけてほしいという意見です。例えば遊具がたくさんありますが、そのコーナーごとに北遊具広場だとか、そういう名前をつけること。もう一つは滝のあるスペースはさほっち滝とカエル池、そういうような例えば例ですけれども、そういう名前をつけるということです。

2点目の提案としては、市民の中からの新たな意見が出ています。オープンカフェなどの喫

茶や軽飲食スペースが必要ではないかという意見です。確かに水の風景を生かしたおしゃれな飲食スペースは旭川市の常磐公園や札幌市の中島公園周辺にも見られますので、この点参考になるかと考えます。

質問の4点目として、安全な公園であるか否かを検証していただきたいと思います。

最近の新聞コラムにあったように遊具広場の地面に石ころが多く、安全に整備されておらず、安心して子供を遊ばせられないという市民からの意見が出ています。

5点目ですが、更につくもビーチなど水遊びスペースの管理体制についてはどうなのかお答えください。例えば、東広通りにある親水スペースはペット入浴禁止などの立て札ができて以降、水質の安全性などがひとところより改善されたわけですが、実はこの親水スペース、床面のぬめりが十分とれていないときがあり、水遊びの子供が滑って転倒し頭を打つケースが見られます。こういった事態は水郷公園では決して起きないように願いたいものです。

次に、市民参加による公園整備のあり方ですが、蒸気機関車デゴイチの塗装や植樹などは私は高く評価するものであります。この際、今後の構想もお聞きします。

最後に、今や市街地では貴重となっている自然保護の観点から1つお聞きします。ゴーカート上の南側にあるエゾアカガエルやゲンゴロウ、川真珠貝などが生息する鑑賞池については、一切手を加えていないという答弁も以前あったのですが、実際のところ池の水浄化作戦と前後してガマの穂など水生植物を抜いたりしてしまっています。これでは、生き物にとっては少々住みにくい環境となるので、この鑑賞池だけは東山墓地などと並んで動植物に手を入れないように立て札を立てるべきだと考えるのですが、いかがなものでしょうか。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

つくも水郷公園再整備事業に当たっては、水と緑の自然環境を生かすとともに再整備市民検討会議の提言に基づき、市民の声を最大限に反映することを念頭に取り組みを進めてまいりました。

初めに、全体事業費と事業内容についてです。

事業費を算定するに当たり、これまでの子ども議会での提言を初め、地域政策懇談会、市民アンケート等で寄せられた新たな視点での整備内容に加えて、総合公園としての機能の充実に必要な費用を積算しました。この結果、総事業費を3億5,000万円と定め、その財源の内訳は、国の交付金対象事業費1億3,630万円、単独事業費を2億1,370万円として、事業を進めてきました。

計画時からの事業費の推移については、本年3月、予算審査特別委員会において、井上委員の御質問にもお答えをしたところではありますが、計画策定以降3年間において国土交通省の積算基準改定に伴い、人件費が15%、諸経費率で最大8%上昇したことなどにより、約4,000万円程度増額となる見込みです。このため伐採した枯損木をランニングコースの路盤材として再利用するなど、事業費の圧縮に努める中、多くの市民参画のもとにつくり上げていただいた再



整備基本計画に基づき、忠実に事業を進めてきたところです。

また、事業開始からの2年間は交付金の配分が極めて低い状況であったため、事業期間の延長を懸念していましたが、今年度については要望した額がほぼ交付となることから、当初計画どおり全ての工事の完了を見込んでいます。

次に、市民意見の反映についてです。

さまざまな視点からの市民意見を市民検討会議が慎重に分析した上で、再整備のメインテーマを水と緑の自然環境を生かしながら、明るさとにぎわいある安全性の高い公園への再生と定め、明確なゾーニングによる効率的で利便性の高い公園、にぎやかで明るい空間など、市民意見を反映した4つの基本コンセプトに基づき、特徴を生かしたゾーン配置に努めたところです。

次に、各ゾーンや施設に固有名詞をつけてはとの御提言がありました。

国忠議員お話しのとおり、公園施設に愛称をつけることでより親しみを持っていただけることと思います。本公園最大のシンボルとなる親水広場には、40名で構成する市民検討委員の皆さんにより、市民に愛される施設となるようにとの願いを込めて、つくもビーチと命名していただきました。固有名詞をつける際、最も大切なことはその愛称から受けるイメージと施設の内容とのマッチングにあると思います。このため、来年5月に予定しているリニューアルオープン以降、実際に利用し感じたイメージをもとに、市民から愛称を募集するなど検討してまいります。

次に、オープンカフェスペースについてです。

建設を予定している管理棟の屋内及びテラスには休憩、飲食が可能なスペースを設けるほか、管理棟やボート乗り場周辺にはパラソルやチェアを設置することで、自然豊かな景色や子供たちが遊ぶ姿を眺めながらくつろいでいただけるよう計画しています。また、サイクリングターミナルでの食事の提供や特産品の販売、キャンプ場利用者の入浴など関係施設と一層連携することで利便性の向上にも努めています。

次に、公園の安全性についてです。

今年のゴールデンウィーク中に遊具広場を解放した経過と整備状況について申し上げます。

昨年の工事において、小学生から最も要望の高かったターザンロープなど23基の遊具を新設しました。設置後に周辺環境整備までを予定していましたが、10月からの降雪によりやむなく工事を中断した次第です。このため、周辺環境整備は万全とは言えない状況でしたが、新設した遊具でせつかくの連休を楽しんでいただきたいとの思いから、連休期間中に限り解放した次第です。

危険を回避するための対策としては、遊具周りにはシートを敷設し、危険な箇所はネットで囲んだ上で注意喚起の看板を設置するなど、可能な限り利用者の安全に配慮しましたが、今後の安全対策に対する御心配の念から新聞への投稿があったものと思います。期間中は天候にも恵まれ、開園を待ちわびた市民を初め、延べ4,000人を超える来園があるなど、連日にぎわいを見せていました。

現在、遊具施設周辺はダスト舗装、芝生造成工事を実施中であり、来年度からは中央園路の車両通行を禁止するなど、より一層安全対策に努めることとしています。

次に、水遊びスペースの管理についてです。

親水施設として設置するつくもビーチでは、水遊び中の転倒事故防止対策として、床材には緩衝性のあるウレタン素材を使用し、表面には防滑仕様の塗装をするなど、滑りにくく安全な施設となるよう進めています。また、誤って水を口にしてしまうことを想定し、ビーチ内の水については水道水を使用し、更なるろ過循環装置を設置するなど、衛生的で低コストを意識した管理運営に努めることとしています。

なお、御指摘のあった東広通りの親水施設については、期間中週2回の清掃を行っています。夏休み期間中など利用状況に応じて清掃回数を増やすなど、更なる安全対策に努めてまいります。

次に、公園整備にかかわっての市民参加についてです。

つくも水郷公園に限らず、今日まで各公園での植樹や遊具の塗装など自治会、学校、団体等による公園ボランティア的な活動は既に定着しており、こうしたことがつくも水郷公園再整備への市民参加にもつながっているものと思います。ここ数年の取り組みとしては、桜の木の市民植樹を初め、池の水浄化大作戦での清掃、蒸気機関車の塗装、このほか本年度16回を迎える天塩川クリーンアップ大作戦での園内清掃活動など、毎年多くの市民に参加いただいています。

また、今月25日には土別塗装組合に御協力をいただき、ゴーカートコースの市民塗装を予定しているほか、昨年は災害で中止とした池の水の浄化による清掃、更に来年度は市民植樹、それから花壇の造成を予定しているところであります。

このように、市民の御協力のもとに公園整備を進めることで、より公園を身近に感じ、育てていただけるよう、今後も継続してまいります。

最後に、園内の自然保護についてです。

まず、ガマの穂を撤去した経過について申し上げます。

2年ほど前に中央園路南側に位置する親水ゾーン周辺において、特定外来生物のウチダザリガニの生息を確認しました。現在まで捕獲、駆除に努めているところですが、このザリガニは繁殖力も強く、貝や水草を食すなど、池の生態系を大きく崩す懸念があるため、やむなくガマの穂など餌となるものを除去した次第です。議員お話しのとおり、公園内に設置している岩組みの滝周辺の池はタヌキモ、ミクリなど準絶滅危惧種に指定される水生植物のほか、カエルやザリガニなど動植物が多く生息する場所としての天然のビオトープを形成しています。

以前にも御提言をいただいたとおり、再整備に当たっては岩組みの滝から中央園路までを鑑賞池と位置づけ、生息する動植物の保全に努めてまいりましたが、一部このエリアでのガマの穂については、最近余り見かけない珍しいといったことで盗掘に遭ったものと考えています。

このような貴重な動植物を保全する方法として、立て札を設置することも有効と思われますが、生息場所を特定したことによる盗掘被害も懸念されるため、慎重な判断が必要と考えてい

ます。現在、さっぽろ市士別ふるさと会に御協力をいただき、公園内の樹木等を紹介するための樹名板やパンフレットの製作に向けた協議を進めているところであり、あわせて動植物の紹介と保全のための協力を呼びかける方法についても検討してまいります。

このたびの再整備事業により、つくも水郷公園は大きく生まれ変わろうとしています。豊かな自然環境を備えた本市のシンボリック公園として、より一層市民に愛され、誇れる公園となるよう鋭意取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 再質問ですが、その前にこの水郷公園、冬どうするんだという質問も昔、したことがあって、この前の冬からですかね、スケート場の横に滑り台と、それからサッカー場ですか、これ教育委員会ですかね、つくっていただいて、冬も子供たちが非常に楽しんで使っていることに対して、この機会に感謝申し上げます。

それで、再質問なんですけど、一部の報道で私も読んだんですけど、何か公園整備にかかわって、市の財源といいますか、この段階で多くつぎ込まなきゃならない状態になったみたいな報道があったんですけども、それにちょっとあれ、そんなことあったっけと思いながら読んだんですけども、その点ちょっと説明いただけますか。

○議長（丹 正臣君） 沼田部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、当初事業費を3億5,000万円と設定をしました。そうした中の事業開始からの3年間で人件費、そして諸経費率の改定があった、こういうことが起因をしました。一部つくもビーチでの水について地下水も検討していたところではありますが、安全性を考えて水道水にしたということで、少しそこでの事業費は増額になってはいますが、そのほとんどが国土交通省の改定によるものであります。

それで、1年目、2年目については国の社会資本整備交付金の配分が十数%、そして2年目で40%台と非常に少なかったということでありましたので、当初予算を計上してはいたしましたが、実行せずに終わっております。その分、この3年目に入りまして9割を超える交付金の配分があったということで、その1年目、2年目に使用しなかった財源を計画どおりの3年目に全て使用させていただいて、完了を今、見込んでいるところであります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君）（登壇） 最後のテーマは、市役所新庁舎建設に先立って、来年度末の竣工が予定されている北地区子どもセンターの新築と学童保育のあり方についてであります。

まず、北地区子どもセンターの定員について伺います。

今あるあけぼの子どもセンター愛遊夢と今度の北地区各100名、合わせて200名の定員とした根拠はどういったところでしょうか。

次に、その定員にかかわってですが、学童保育の対象が子ども・子育て支援新制度によって、今までの小学校3年生までから6年生までに拡張されました。本市で実際にそのようになるのはいつごろになるのでしょうか。また、仮に6年生までと拡張されても、この児童館の定員に影響はないのか否かを伺います。

3つ目として、あけぼの子どもセンター愛遊夢における中学、高校生の来館状況等の実績についてうかがいます。火曜日と木曜日、すなわち特定の曜日を夜間開放しているわけですが、今後の課題などあればお聞きしたいと思います。

さて、あけぼの子どもセンター愛遊夢においては、学校ではなかなか相談しづらい悩みなどを扱えるように相談室を設けたわけですが、実際の子供からの相談業務はどのように行っているのでしょうか。この際、お聞きします。

次に、障害児についてです。

障害を抱える子供の学童保育については、いわゆる日中一時支援を士別小学校の校舎内で実施してきたわけですが、北地区子どもセンターの開館以降はそちらに移ると聞いています。その場合、実施の主体は誰になるのでしょうか。市の直営なのか民間なのか、お答えください。また、障害の軽い重いを問わず、学童保育対象児童に発達障害や学習障害など何らかの障害がある場合に、保護者や保育者からの紹介や相談を一元的に受けられる体制を整えてもらいたいのですが、果たして今後は北地区子どもセンターがその拠点になるということなのか否かお答えください。

次に、学校休日の学童保育体制について伺います。

4月、5月、6月はPTA総会や運動会などを土日に行うことで、例年、学校振替休日が多く発生します。そういったときの平日の学童保育について、祖父母が就労していることを条件とするなどという独自の要件を設けた児童館があると聞いています。保育の要件にない条件を突然設けられて困惑する保護者もいたと思われませんが、事実はどうなのでしょう、お知らせください。

最後に、土曜日の学童保育についてです。

以前、こども・子育て応援室長の答弁で、朝から晩まで開館時間いっぱいいるのは望ましくないという一説がありました。しかし、そんなことを言われる公共施設は児童館ぐらいで、例えば市立図書館はAV視聴コーナーでの視聴本数の制限こそあれ、館内にずっと朝から夕方まで滞在して、読書や勉強していても何も言われないのが当然です。また、総合体育館であれ、南郷市民プールであれ、日向、あさひ両スキー場であれ同様であり、熱心に子供がスポーツに取り組んでいることを褒められこそすれ、滞在をとがめられるようなことは考えられません。

どうして児童館だけ土曜日に長時間いるだけで退室を促すようなことを言われるのかが、私には理解できないのですが、この点の見解をいただきたく思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブの定員についてでありますけれども、あけぼの子どもセンターは当時のあけぼの児童館における利用者数をもとに定めたものであり、北地区子どもセンターにおいては、近年利用児童数に大幅な増減がないことを踏まえ、現在のほくと児童館及び西児童センターの放課後児童クラブが移行した場合における利用者数と、更に対象学年が6年生まで拡大した場合の利用希望者数をもとに算出をしております。

具体的に申し上げますと、まず現在のほくと児童館の1日平均の利用者数は45人であり、西児童センターの利用者数は22人で、そのうち半数の11人が同センターへ移行することを想定し、更に6年生まで利用を拡大した場合の人数は、昨年実施いたしました利用者希望調査の結果をもとに30人程度と予想しており、利用者の合計は100人程度になるものと見込んでいます。また、あけぼの子どもセンターにつきましても、同様の試算により定員は現状の100人で賄えるものと判断しているところです。

なお、学童保育の6年生までの拡大については、子育て支援体制の充実を図るために市が策定しています子ども・子育て支援事業計画において、平成31年度までに受け入れ体制の整備を目指すこととしており、北地区子どもセンターの開設とあわせて実施する考えであります。

次に、あけぼの子どもセンター愛遊夢における中・高生の来館状況と課題についてです。

過去3年間の実績で申し上げますと、平成26年度は年間1,841人の利用で、1日当たりの平均では6.3人、夜間開放日は8.8人となり、27年度は年間2,185人の利用で、1日当たり7.4人、夜間開放日は9.5人、28年度は年間2,439人の利用で、1日当たり8.3人となり、夜間開放日は10.2人となっており、開館から5年が経過いたしました。日中夜間利用ともに来館者数は徐々に増加しているところであり、中・高生にも児童館が健全な居場所として認知されてきているものと考えています。

利用に当たっては主に体育館でのバスケットやバドミントン、卓球等の遊びや談話室で歓談している様子が見受けられており、現在課題となるような事案もないため、当面は現行の体制を継続し、今後も多くの中・高生が来館されるよう周知に努めてまいります。

次に、あけぼの子どもセンター愛遊夢の相談室を利用した相談業務についてですが、児童館及び放課後児童クラブの利用児童に対しては、職員が日ごろからきめ細かい目配りや声かけを心がけており、現在のところ相談室を利用するの個別相談が必要となるような事案はなく、昨年度は夏休みや冬休み等の一定期間に、こども・子育て応援室に設置している家庭児童相談室の移動相談をこの相談室で実施し、本年度においては休業期間中のみならず、多くの児童が集まるイベント等においても移動相談室として活用していく考えです。

次に、障害のある子供の学童保育についてですが、現在計画を進めている北地区子どもセンターは児童館や学童保育のほか、発達のおくれや障害のある児童も利用できる複合施設として整備を進めており、開設後は土別小学校内で実施している障害のある児童の放課後等の居場所、いわゆる日中一時支援事業を預かりと療育指導をあわせ持つ放課後等デイサービスとして当センターで実施する計画であり、現在課題等の整理について保護者や日中一時支援事業を委託し

ている事業所と協議を行っているところです。

実施主体につきましては、障害のある子と障害のない子が可能な限り交流できるよう、児童館、放課後児童クラブ、そして新たな放課後等デイサービスを一体的に運営するため、現段階においては市の直営事業として実施する考えであります。

また、学童保育対象児童の相談体制については、現在におきましても北星保育園内に児童相談支援センター虹を設置しており、児童の発達に関する相談や児童福祉サービスを受けるために必要とする保護者や関係機関との連絡調整、相談支援計画の作成など、障害のある子供に対する総合的な相談支援業務を一元的に行っています。この施設は北地区子どもセンター完成後はそちらへ移転し、引き続き運営していく予定であります。

次に、学校振替休日の学童保育についてですが、振替休業日の学童保育については、平日の学童保育と同様、保護者の就労等により日中留守になる家庭の児童を対象にしており、その保育時間は通常の土曜日と同じく午前8時30分から午後5時15分となっておりますが、保護者の勤務時間等の都合により午前8時から8時30分までを早朝保育としてお預かりをしています。この制度は職員の配置等の関係から、事前に申し込みをいただき実施しており、制度の内容や申込方法等は学童保育利用時に全保護者に周知をしているところです。

そこで、お尋ねにありました件につきまして各児童館のほうに確認したところ、1児童館において、4月21日の学校休業日の対応が新年度初めての休業日ということでもあったことから、早朝保育の制度の再度周知を目的にお知らせ文書を掲示いたしました。その文書に祖父母等との記載がありました。

この早朝保育制度は基本的には保護者の勤務に支障がある場合を想定しており、保護者以外に保育が可能な方がいる場合には、職員配置の関係上通常の8時30からの保育に御協力をいただきたいという意図のもと、保育が可能な方の1つの例示として祖父母等という言葉を使用したものであり、本制度が祖父母の就労等を要件として記載したものではありません。

しかしながら、今回の文書表現が誤解を招きかねないものであったと認識しておりますことから、今後周知文書の作成に当たっては、保護者に誤解を招くことのないよう、適切な表現に努めることや、文書チェックの体制の徹底を指示したところであり、保護者の皆様へより丁寧な説明を行うとともに、利用する児童の安全・安心を第一に考えた受け入れ体制に努めてまいります。

次に、土曜日の学童保育についてですが、本市の児童館は留守家庭児童のための学童保育、いわゆる放課後児童クラブと一般児童が遊びの場として自由来館する児童館の機能をあわせ持った児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、児童館は図書館やスキー場など他の公共施設と同様、開館時間内においては子供がいつでも来館できる施設であり、お話にありました以前の答弁につきましては、家庭において保育が可能な場合は、子供になるべく家族とともに過ごしてほしいという家族と過ごす時間の大切さを一般論として申したものと認識しています。

しかしながら、児童館は先ほど申し上げたとおり、子供がいつでも利用できる健全な遊び場

であり、開館時間内における利用時間の制限は設けていないわけであり、長時間いることは望ましくないとの理由により、帰宅を促すような声かけなどはしていないものでありますが、再度職員への指導を徹底してまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

今後も保護者との連絡を密にして、児童館が子供たちにとって、いつでも安心して楽しく過ごせる居場所であることをしっかり認識していただけるよう、取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 再質問いたします。

非常に中・高生の来館なんかも増えて、いいことだとは思いますが、開館、あけぼの子どもセンターをつくるぞといったときに、結構中・高生と小学生一緒になったら何か悪いことを教えるんじゃないかみたいな意見もあったんですけども、非常に健全な空間として、夜も開放しているということはいいいことだと思います。

それで、相談についてちょっと、相談という業務についてお伺いしたいんですが、きのう、渡辺議員の質問の中で不登校だとか、いじめの問題だとかありましたけれども、やっぱりいろんなところで子供が出入りというんですか、子供が来館するようないろんなところで相談の端緒を開く必要というのを私よく感じるんですよね。子供は悩みを持った子供というのは、これは学校ではちょっと相談できないから、児童館の先生に言ってみようとか、あるいは教育委員会で、いぶきで青少年の相談業務をやっていると思うんですが、この人のほうが相談しやすいなとかと、やっぱり相談の窓口が1つじゃなくて、いっぱいある中で、この人になら言えそうだというような心証を子供に持ってもらうというのは大事だと思うんですよね。

そんなことも含めて昔から気になっていることなんですけれども、保健福祉部のこの移動相談と、それから教育委員会の生涯学習情報センターいぶきでやっている相談、青少年の相談とかというのは、連携はとれているかどうかというのをお答えできたらお答えいただきたいと思うんですがいかがですか。

○議長（丹 正臣君） 田中部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えいたします。

児童館での相談業務につきましては、先ほど答弁申し上げたとおり児童厚生員、これはあくまでも児童福祉施設という観点から子供たちの様子等々日々見ながら、変わったことがあれば相談室を利用して相談しなければならないような、今、個別事案はないですが、そういうことで相談を受けております。その中で、仮に気にかかるような部分等々は当然子育て応援室の家庭相談室ともしっかりと連携をしておりますし、場合によっては教育委員会、学校ともしっかりと家庭相談室のほうでも連携をとっているという体制がとられておりますし、また月に1回相談員の合同学習会を開いているということから、この連携体制については、相談体制についてはしっかりととられているものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 国忠議員。

○9番（国忠崇史君） 再々質問になってしまうんですが、今、申し上げた問題意識を持ったのは、愛遊夢をつくるときに、実はいぶきでやっている相談業務をこの愛遊夢に持っていったらどうだと言ったときに、議事録残っていると思うんですが、安川教育長がちょっと他人様のところで教育委員会が出かけていって、相談を受けるということにはちょっとならないんじゃないかというような話があったんですけども、他人といっても、やっぱり市の部局ですから、やっぱりそこら辺は共有してほしいというか、あえて定義づければ、相談の端緒はいろんなところであったほうがいいと思うんですね。

学校、児童館、いぶきだとか、それからこども・子育て相談室とか、いろんな窓口で相談口はあるよと。相談された結果の共有はみんなで図ってほしいと思うんですね。そういうことが、きのう、渡辺英次議員がおっしゃっていた不登校だとか、いじめの解決にもつながっていくんじゃないかなという気持ちがしているんです。

だから、今、申し上げたように、相談窓口がたくさんあって、それでどこで相談、子供が持ちかけてきても、こういう子供がこういう悩みを持っているという共有は教育委員会であれ、保健福祉部であれ、共有は図ってほしいなと思うんですが、よければ部長か市長からお願いしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 田中部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、月に1回合同学習会を各相談機関の中で設けているということにあわせて、各方面で課題となる事案が発生した場合については、要保護対策協議会という協議会も設置してございまして、そちらのほうで協議検討をしているということから、情報共有のほうはしっかりとられているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩をいたします。

---

（午前11時39分休憩）

（午後 1時30分再開）

---

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。7番 松ヶ平哲幸議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、受動喫煙防止についてであります。

受動喫煙の防止が平成15年に健康増進法の努力義務とされてから10年以上が経過をいたしました。飲食店や職場等での受動喫煙が依然として多く、努力義務の取り組みでは限界がある



として、厚生労働省は国民の8割を超える非喫煙者を受動喫煙による健康被害から守るため、多数の者が利用する施設等の一定の場所での喫煙禁止と権利権限者への喫煙禁止場所の位置の掲示等を義務づけるとして、今国会で健康増進法改正案を提出する方針のようでありましたが、政権与党内での主に飲食店における禁煙をめぐる意見が分かれて、今国会では提案も見送られました。

そこで、改めて健康増進法による受動喫煙防止では、学校、体育館、病院、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとありますが、現時点での市の公共施設における防止状況をお聞かせいただきたいと思います。

また、その他とはパチンコ・スロット店、ボウリング場、カラオケ店やゴルフ場、テニス場、競技場、ホテル、旅館なども含まれると解釈をしていますが、これらは民間によって管理されている施設での現状の調査とか要請などの動き、働きかけはあったところがあるのでしょうかお伺いをいたします。

喫煙は、喫煙する権利への配慮もしなければなりません。公共の福祉に反しない限り、尊重される権利でもあります。プライベートの空間や施設や場所の性質を十分に考慮した限定した禁煙、いわゆる分煙社会を目指さなければならないとされています。更に、飲食店への影響も心配されることもありますが、やはりそれ以前に根本は身体に悪影響を及ぼさないことが第一と考えなければならないと私は思います。

次に、世界保健機構、いわゆるWHOと国際オリンピック、IOCとでは、身体活動を含む健康的な生活習慣を選択すること、全ての人々のためのスポーツ、たばこのないオリンピック、子供の肥満を予防することを共同で推進することに2010年に合意をしていますが、合意後日本を除く全てのオリンピック開催国、開催予定国は罰則を伴う法規制を実施しています。

本市は2020年の東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン構想の第1次登録にもされたところであり、更には市の創生総合戦略においても合宿の聖地創造構想も取り組んでいることから、市民が一体となってこの防止策について取り組んでいかなければならないと思いますが、行政の考え方を聞かせたいと思います。

室内は規制もかけることもできますが、野外となるとどこまで制限するのは難しい問題となっています。そこで、路上喫煙を規制する条例のある自治体も出てきています。28年5月の時点での厚生労働省の調査によると、路上喫煙を何らかの形で規制する条例のある市町村は1,741のうち243自治体と約1割強が制定をしています。その内容は歩きタバコを禁止しているところが129、携帯灰皿があれば喫煙可能が96、灰皿がある場所、または私有地での喫煙可としているところが162あるようですが、このような条例の制定についての考え方を聞かせたいと思います。

また、国も喫煙室の設置に関しては、現行での支援策として中小企業主に対しては建設費用の2分の1で上限200万円の助成だとか、日本政策金融公庫による融資もあるようですし、た

ばこ会社による支援制度もあるようですから、行政としても積極的に分煙社会を目指した取り組みとして周知を図ることを願って、最初の質問とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

初めに、健康増進法第25条に基づく、本市公共施設における受動喫煙防止対策の状況についてです。現在、本市では本庁舎を初め、朝日総合支所、各出張所、体育館など不特定多数の方が訪れる施設については建物内禁煙、もしくは分煙の措置を講じています。また、市立病院のほか、各診療所、学校や保育園、あけぼの子どもセンターを初めとする児童館については、医療機関であることや未成年者が多く集う場所であることから、建物内はもとよりその敷地内についても禁煙としています。

民間施設に対して受動喫煙に関する調査や要請はこれまで行っていませんが、喫煙スペースを設けるなど、それぞれの実情に応じた取り組みを行っている事業所も見受けられることから、一定の分煙対策は進んでいるものと認識しています。

次に、路上喫煙を規制する条例についてですが、路上喫煙につきましては、周りの人の身体や衣服などにたばこの火が接触したり、たばこを持つ手が子供たちの顔に当たるおそれがあるなどのことから、危険な行為として規制する条例が各地で制定されています。喫煙者のたばこを吸う権利、非喫煙者のたばこを吸わない権利はどちらも守られるべきものでありますが、他者を危険にさらす行為は許されるものではありません。

このようなことから、本市としては喫煙者と非喫煙者が共生できるまちづくりを目指し、まずは歩きたばこをしないことや周りに子供がいるところでは喫煙をしないといったマナーの周知を図りつつ、他市で制定されている路上喫煙を規制する条例の効果について、調査、研究を行うとともに、受動喫煙対策に関する国や北海道の動向を注視し、受動喫煙対策とあわせて検討してまいります。

厚生労働省の発表によれば、受動喫煙を受けている方の罹患リスクは、肺がん、脳卒中で1.3倍、乳幼児突然死症候群では4.7倍に上り、実に年間1万5,000人の方が受動喫煙を要因とする病気で死亡しているとされており、更にスポーツとのかかわりにおいては、選手にとって不可欠な持久力や筋力、瞬発力を低下させるなど、受動喫煙の影響が科学的にも証明されつつあります。

本市は健康・スポーツ都市宣言のまち、そして合宿のまち、更には2020年東京オリンピック・パラリンピックを支えるホストタウンであることから、市民の健康を守ることはもとより、選手が安心して合宿生活を過ごす上からも、行政と市民が一体となって受動喫煙の防止対策に取り組むことは重要なことと考えます。これまでも、各団体の協力を得ながら企業における講話や保健指導の機会を通じて、たばこの健康被害について周知を進めているところであり、今後もホームページや広報などを活用して市民への情報発信を進めていくとともに、企業などに対しては職場の分煙化を進めてもらえるよう、受動喫煙防止に関する支援制度などについても

お知らせする中、受動喫煙防止の必要性についての普及、促進に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 再質問をさせていただきたいと思います。

公共施設については建物内、それから敷地内ということでそれぞれ禁煙、分煙というのが取り組まれているということなんですけれども、最初の質問で私も聞けばよかったんですけども、職員のほうから公用車もたばこで臭いんですよという話も聞かれましたので、公用車の禁煙車、喫煙者分けているのか、制限をしていないのか、まず1点をお伺いしたいと思います。

できれば、そういう職員のためにも喫煙、禁煙車を設けていただきたいなというふうに思いますし、バスも飛行機も今、たばこ吸えるところがほとんどないので、できれば公用車なんかも全車禁煙とするほうが健康上でもいいのではないかというふうに思いますので、公用車の現状の部分お聞きをしたいと思います。

2点目が、わたしも今回この受動喫煙で調べていくと、先ほど言いましたけれども、オリンピック開催国、開催予定国の現状を見ると、例えばホテル、旅館、ほとんどの国が喫煙専用室設置も不可、要は建物の中は全部禁煙にしているんですということが多いので、例えば合宿スポーツセンターとして位置づけているうちの翠月は、たばこを吸うのが2階の1スペースで灰皿を置いて吸われているんですけども、あれは分煙とは言わないだろうと、分煙というのはしっかり喫煙する場所ということで個室になっているのが分煙というので、体育館というのもどうなのかなと思うんですけども、例えば翠月あたりは合宿で訪れる人たちがそういう部分で苦言だとか、それから要望だとかいうものはあるのかなのか、それちょっと受け入れ先は教育委員会になると思いますので、そういう実際に合宿に訪れている人たちの苦言とか要望、そしてそういう施設でありますから、翠月もしっかり喫煙室を設けるべきだというふうに思います。その全部で3点になりますが、再質問させていただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 松ヶ平議員の再質問にお答えをいたします。

私のほうから1点目、公用車の関係についてお答えをさせていただきます。

現状、公用車かなりの台数を保有していますけれども、庁舎における分煙、そして今、庁舎内ではそのスペースもないという状況になっています。同様にその流れとあわせて公用車についても、車両によっては禁煙車両というものを設けていますし、できるだけ同乗者に配慮した喫煙なり、そういうことも含めて現状対応しているところです。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君） 私のほうから翠月の合宿利用者の声ということでお答えしたいと思います。

28年度夏季の実績となりますが、17チームで285人、延べ2,750人が利用されておりましたが、

特に要望などは寄せられていない状況でございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 私から翠月の分煙の関係を少し御説明をさせていただきたいと思いません。

基本的に翠月は分煙の方向で今、進めようという考え方であります。それで、今の現在はもともと玄関入り口の横に喫煙場所が設置されていたんですが、これに関しては今年度に入りましてもう既に撤去済みです。それから、先ほど議員のほうからお話ありました2階のフロア、それから2階のトイレの前の喫煙場所、ここも2階のフロアの中で食事をとる場所もありますので、やはりそういう声がありますので、ここも今、分煙というか、禁煙の場所にして撤去したいというふうに考えております。

それから、1階のお風呂を上がって休憩するスペースのところに喫煙室があるんですが、あそこを活用して、今、中からしか入り込めないんですけども、それをちょっと改修して、外からも直接入れるような形をして、きちっと排煙ですとか、吸煙も含めて、そういう措置も含めて、そこを整備したいという考え方でおりますけれども、ちょっとこれについては予算等々もありますので、今後、基本的にはそういうふうな考え方でいるということでお知らせしたいと思えます。

それと、宿泊の部分に関しても、6階、7階の2フロアが全て禁煙フロアになっておりますので、そういった宿泊の部分についてもある程度分けてはありますけれども、そういう部分でいいますと、やはりもう少し分煙の環境整備を整えていかなければならないかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） そういうことで、しっかり分煙のほうも対策をお願いしたいというふうに思いますし、実は道議会のほうでも今、道議会議員が超党派を超える中で議論をしているようであります。飲食店においては、法律がどうなるかわかりませんが、喫煙可能、ここは禁煙と、そういう表示もするべきじゃないかということも一つ考えられますし、もう一つそもそもその受動喫煙に関しての部分で、やっぱり教育委員会、そのスポーツサイドとしてもしっかりその方向性は持っているほうが、僕、いいんじゃないかというふうに思いますので、このことは行政側だけではないんですけども、ひとつ市議会としても、自分そこは例えば議会が発案となって条例化も、制度も必要であると思えますので、最後、教育委員会のほうにスポーツによるまちづくりの部分としての喫煙、禁煙という考え方、ちょっとひとつ最後お聞きをして終わりたいと思えますが。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） お答えをいたします。

当然、本市は健康・スポーツ都市宣言をしております、そういった観点でも喫煙の害、そして受動喫煙、本人の意思によらない形での害については、しっかりと対応していかなければならないということでございます。

ほとんど合宿に来られる選手の方々の喫煙というのは、長距離選手の場合にはほとんどないわけですが、既に現役を退かれたコーチ、監督の中には喫煙をされる方もいらっしゃいます。しかし、基本的に選手たちのことを考え、世界的なレベルで言うと日本はかなり緩やかな部分なんです、議員お話しのとおり2020年の東京オリンピックを控えて、日本国内受動喫煙の防止、禁煙対策については更に徹底をしなければならないというふうに考えておりますので、宿泊施設翠月はもとより、民間の宿泊施設、旅館等についても何らかの形で今後対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 次に、公共工事の予算についてであります。

本市の基幹産業である農業の振興により地域の経済が支えられていますが、昭和42年、生産性の向上と営農の安定を図ることを目的に、天塩川総合かんがい排水事業が開始され、頭首工や幹線用水路整備や圃場整備により近代農業化に大きく前進をしてきました。このことは建設業の振興にも大きな影響を与えることとなり、事業所の起業とこれに関連する従業員数も増加され、農業とともにこの地域を支える重要な産業として発展してきました。

しかしながら、公共事業の土木事業は道路整備や街路事業などのハード的な事業は一定程度の整備が終了し、今後は維持補修や点検作業が中心となるため、必然的にその関連予算は減少傾向にあります。更に、この地域における民間投資を見ても、継続した投資を保証することは困難な状況にあります。

そこで、本市の5年間の公共事業施工状況から見ますと、平成25年の22億2,300万円が最少額で、平成27年度の41億2,700万円が最高額となっています。この差は一般廃棄物最終処分場建設工事とリサイクルセンター建設工事のように、総工事費が40億円を超える大型工事によるものでありますが、この実績から改めて伺いますが、市内事業所が施工した額について5年平均での割合はどの程度になっているのでしょうか。市内事業所では工種も限られていることでもあります、できる限り市内事業所による施工が望ましいことでもありますし、一方では厳しい財政状況からすると少しでも低い価格で施工してほしい希望もあるのが現状であり、そのための競争入札制度でもありますが、地元事業所に対する工事発注の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、建設業では人材の確保も大変だとの声もお聞きをします。一般作業員は無論、大型ダンプカーのドライバーや作業機械のオペレーターが不足をしている状況です。これは大都市に工事が集中しており、労務単価の違いからもあつてか人材もそちらのほうに集約をされているようで、地方にあつてはその影響も大きいといわれています。介護従事者が不足している現状

にあります。地方では建設業においても人材の確保が難しい、または厳しくなると言われています。

このような状況であるため、業界では公共事業予算の標準化を求めています。年度によって予算額が大きく変動すれば、経営計画を立てられず人材の確保も難しい、作業員の不足で突発的な工事には対応できない。よって、業務の一部を旭川市など都市部の事業所に下請に出すしかない現状もあるようです。

公共事業には景気を下支えするカンフル剤としての側面も持っていますが、工事の一部が市外に流れていくということも避けなければなりません。受注は市内事業所でも実際の仕事は市外事業所では経済効果も薄くなります。

そこで、市が発注する予算の標準ラインを明確化する必要もあるのではないのでしょうか。大型工事によって発注額が上昇するのは当たり前ですが、それが終わった後も一定程度の建設投資総額を確保していかなければならないと思います。特に、ハード事業の実施に当たっては、事前に計画をされていかなければならないことでもありますことから、ぜひ総合計画の年度ごとの実施計画の中に入れて、それに基づいた計画性のある施工を進めることも行政の責任であると思いますので、これらに関しての考え方をお聞かせください。

できるだけ、あわせて受注業者ができる限り市内事業所を使って公共事業をするための施策もお聞かせいただきたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

御質問と前後いたしますが、初めに公共事業予算の標準ラインについてであります。

松ヶ平議員お話しのとおり、公共事業は景気対策として実施されてきた側面もあり、マクロ経済学においては、深刻な不況から脱出するために政府が責任を持って財政出動することによって、景気回復に当たる必要があるとの立場が主流の時代もありました。その一方で、近年においてはこうした政府の介入が過剰になり過ぎると、その副作用として大きな政府による非効率な運営の傾向が強まるため、財政赤字の拡大につながるといった課題もクローズアップされてきているところであります。

健全な自治体財政の基盤構築に当たっては、国の財政方針との協調性を損なうことなく、地方財政計画を踏まえた対応を前提としながらも、地方自治体の本旨に沿った自主的な財政運営に努めることが肝要ですが、昨今の全国的な状況として、自治体の投資的経費は年々減少傾向にあります。その一方で、国は経済対策としてこの5年間で7度の補正予算を編成し、国費で約25兆円を投じてまいりました。しかしながら、財政健全化の国際公約としてきた2020年度の基礎的財政収支の黒字化という目標の達成は困難な状況となっております。

こうした現状に加え、本市の財政状況を総合的に鑑みると、現段階では公共事業予算を確保するために独自の予算額の標準ラインを設定することにはなりません。公共工事の執行に当たっては必要かつ最少の経費で計画的な実施に努めるとともに、年度間の事業費の平準化につ

いても十分に配していくことが必要と認識をしているところであります。

また、総合計画の策定に当たっては、主な事業を実行計画に位置づけるほか、公共施設マネジメント計画における施設の再編などについても一体的に推進していくとともに、投資的経費など性質別の内訳を含めた中長期的な財政推計を示し、年度ごとの事業規模を明らかにしていくことによって、将来的な公共事業の見通しを踏まえた計画とするよう努めてまいります。

次に、地元企業に対する工事発注と市内での調達及び施工割合についてです。

公共事業の発注に当たっては、これまでラブ士別・バイ士別運動の精神のもとに、地域経済の活性化と企業の育成に向け、地元企業の参入機会の拡大等に努めてまいりました。更に、地域要件を加味した競争入札や工事の特性に応じた多様な発注方式を導入する中で、地域貢献度を評価基準とするなどの取り組みも進めてきたところであります。こうした考えのもと、大型事業である最終処分場建設工事については、地元での雇用や調達の要素を含む総合評価によって、市外大手企業への発注に至ったところであり、その結果、受注額のおおむね3割は地元資材の発注等に充てられております。

また、過去5年間を平均した市内企業の実質的な施工割合は81%となっているところであります。このほか、工事の分離分割発注、適切な発注ロットの設定に加え、下請契約の適正化などさまざまな手法により地元企業の参入促進を図ってきたところでありますが、近年は公正取引委員会において、行き過ぎた地域限定の入札によって、競争性が阻害され、落札価格の高どまりや談合の誘発を招く事例があるとの指摘があり、改善の要請を各地方自治体に出されていることなどから、今後においても関係法令や社会情勢の変化を踏まえ適切な対応に努めてまいります。

以上を申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 最後に総合行政ネットワークについてお伺いをいたします。

総務省は日本年金機構における個人情報流出事案は、多くの住民情報を扱う地方自治体にとって重大な警鐘となりました。

この事案を受けて、総務省においては地方自治体の情報セキュリティーに係る抜本的な対策を検討するために、自治体情報セキュリティー対策検討チームを設置し、マイナンバー利用事務系では端末からの情報持ち出し不可設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止すること。2つに、マイナンバーによる情報連携に活用される総合行政ネットワーク環境のセキュリティー確保に資するため、総合行政ネットワーク接続系とインターネット接続系を分割すること。3つ目に、都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティークラウドを構築し、高度な情報セキュリティー対策を講じることとしました。

これらはサイバー攻撃が急速に複雑化し巧妙化している中で、マイナンバー制度及び地方自治体の行政に重大な影響を与えるリスクも想定されることから、各地方自治体において情報セキュリティー対策を抜本的に強化することが重要と考え、3層の対策を講じることとして、昨

年12月25日の日付で指針を出しました。あわせて、これらの対策に係る取り組みへの支援として、本年3月に補正予算として公布を決定したところでもあります。

これは地方公共団体と国の関連機関とのコミュニケーションを円滑化し、情報の共有化を図るため構築された行政機関専用のネットワークであります。このシステムは国の外郭団体である地方公共団体情報システム機構が開発して運用されており、住民からの各種申請、届出の受け付けやさまざまな行政作業で活用されています。ただ、個人情報の流出などセキュリティーに配慮し、このシステムはインターネットから切り離された閉域ネットワークになっています。

しかし、各自治体で使用されているパソコンはこれまで総合行政ネットワークへの接続に加え、インターネットにも接続できる状態のものがほとんどで、効率的な行政作業を行ってきているのが現状であります。

今回の総務省が自治体に求めたものは、この行政機関専用のネットワークとインターネットのネットワークを分離させることですが、インターネット接続端末を利用者数分だけ用意する必要のあることから、端末購入のコストがかかるだけでなく、端末に導入するソフトウェアの調達、バージョンアップ等々の管理負荷も増大します。更に、これまで1台の端末でできていたことが、物理的に2台に分かれることで業務効率や利便性が低下することは必至となります。

このようなことから、各自治体もその対応に苦慮しているところではありますが、管内のある自治体が新年度当初からインターネット利用の制限に踏み切ったため、職員はデスク上のパソコンでインターネットに接続できないため多くの行政作業で支障が生じ、どうしても接続が必要な職員はみずからのiPadやスマホを持ち込み、検索作業に対応するといった状態になったところもあるようです。

そこで、本市でこれらの対応の具体的な作業についてどうするのかお教えいただきたいと思っております。また、今回の変更で最も恐れることは住民へのサービスが低下しないことですが、懸念されている内容なども含めてお願いをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

これまで各市町村の情報セキュリティー対策については、画一的な基準がなく、それぞれの自治体の判断に委ねられてきましたが、松ヶ平議員のお話のとおり、日本年金機構の情報漏洩に端を発し、更にその調査過程において、長野県下の自治体の庁内パソコンがウイルス感染によって、外部と不審な通信を交わしていたという事案が明らかになったことなどを踏まえ、国としての統一的な基準設定のもとに、抜本的なセキュリティー対策を強化する指針が示されました。

この指針では徹底した個人情報の流出防止策やインターネットとの通信経路の分割、インターネット接続口の集約など、自治体情報システムのセキュリティーを飛躍的に向上させる3層



の対策が示されました。

これを受けて本市では、この対策の1つ目として、住民基本台帳や税情報などマイナンバーを利用するパソコンでは、これまで同様USBの利用制限によって、情報の持ち出しを防止することに加え、システムの起動時におけるパスワード認証の際に、手のひらの静脈情報によって認証を行う仕組みを導入、先月22日から運用を開始し、利用権限の更なる厳格化を図ったところです。更に、2つ目、3つ目の対策として、総合行政ネットワーク接続系とインターネット接続系の分割を進めています。現在、最終の調整作業を行っているところであり、今月26日から新たな環境下での運用を開始する予定です。

また、昨年度北海道と道内全市町村によって構築した北海道自治体情報セキュリティークラウドを活用し、インターネット接続ポイントの集約化と高度なセキュリティー監視の共同利用を行います。

これらネットワークの分割に伴って、インターネットウェブサイトの閲覧に制約が生じ、職員の業務遂行上支障が出る懸念への対応のため、仮想デスクトップシステムを新たに導入することとしました。これによって物理的にパソコンを増設することなく、安全性を確保し、これまで同様自席のパソコンでウェブサイト閲覧が可能となります。

しかしながら、システムを使用したウェブサイトの閲覧には決められた手順が必要になることに加え、システムを同時に利用できる人数、いわゆるアカウント数に限りがあることから、更に外部とのメールのやりとりの方法が変更になるとともに、添付ファイルが別に保存されることになるため、利便性や一時的な業務効率の低下を招くことは考えられるところではありますが、変更時期については年度がわりなどの繁忙期を避けたことによって、その影響を最小限に抑えることができるものと考えています。

また、住民票や国民健康保険、福祉のシステムなど市民サービスに直接関係する業務システムについては、もともとインターネットには接続していないことから、このたびの変更には関係なく、窓口業務等への影響もない状況です。

インターネットは市民生活はもとより、今や行政においても不可欠な存在となっていますが、同時にサイバー攻撃が急速に複雑巧妙化している昨今、未知のウイルスや手法による甚大な被害も想定されるなど、もろ刃の剣であると言われてしています。

国が今回定めたセキュリティー対策支援への対応はもとより、個人情報やマイナンバー、行政の内部情報を含め、これらを取り扱う情報システムのセキュリティーの確保と情報の適正な管理については、これまで以上に業務効率や利便性よりも優先順位を上位として捉え、確実に徹底した対応に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 1番 谷口隆徳議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 第2回定例会に当たりまして、通告に従い今定例会最後の一般質問を行います。

地域公共交通の運用対策などについてのお伺いをいたします。

住民の交通手段などの確保と交通過疎の解消に向けては、公共交通施策は地方自治体にとって重要な課題であり、交流、移動、輸送など利用者のみならず地域全体に影響を与えるものとして、交通施策は地域の根幹をなすものであります。よって、その確保、維持及び対応には自治体が主体的、積極的に取り組まなければならないと考えるものであります。

現状の公共交通は中小都市や過疎地を抱えている地域では、運賃のみでは運営を維持できない状態になっていることも事実であり、とりわけ過疎地の住民要望に添えていくための公共交通に係る助成や負担は増すばかりであるという状況であります。しかし一方、公共交通は運賃を支払う利用者だけでなく、沿線の住民や商店、会社、更には地域全体にさまざまな便益をもたらしているのであります。そのようなことから、公共交通は運賃だけの採算で確保するのではなく、商業や産業へ及ぼす便益性からも考えるべきであり、税等で集められた法的資金の投入は当然のことであると思っております。

少子超高齢化社会を目の当たりにして、過疎地域、あるいは限界集落と言われる地域の公共交通の運用対策という地域課題を改めて考えていく必要に迫られていると思っております。

現在、実施されている本市の公共交通対策については、高齢化や過疎現象が進む中で従来の居住地域や交通体系が大きく変化している状況をどのように捉えていくのか、公共交通を線としてではなく、網として捉えていかなければなりませんし、従来からのバスの路線バスやタクシーなどの交通公共サービスを網として組み上げて、それを支える体制をオール地域でつくり出していくこと。つまり、地域全体がどう活用し、生活すべきかを考えていかなければならない状況にあるのではないかと思います。

そのような中で、活性化再生法の法定計画である地域公共交通網形成計画についても示されましたが、計画の概要及びこの計画は本市においてどのように計画されて進められているのか、まずこのことについて説明をいただきたいと思っております。

去る先月5月10日、朝日地域でふるさとあさひまちおこし協会の主催による、住みよいまちを目指して私たちも考えてみよう集会在地域の住民、朝日総合支所の職員など55名の参加のもとに開催されました。私も参加したのですが、集会への参加者は高齢者の方が多数を占めておりました。その中では、公共交通への乗りおりや病院への通院、買い物、除雪などの生活上の諸課題についての意見が多く出され、特に高齢者のバスの乗りおりには低床車、ノンステップでなければ困難であるとか、バス停まで行くには徒歩では困難である、自転車にも乗れなくなった、運転免許を返納したなど、町内の交通手段に不便さを感じている意見が多く、タクシーの町内駐留を望む声や、そのほか高齢者が生活をしていく上での意見、公営住宅の管理、除雪の問題などが出されておりました。

高齢者が安心して住める地域としての交通網を充実させることや、またコミュニティーバス

やデマンドバスの運用については、高齢者向けの丁寧な説明や理解が十分でないこともあるように思います。より一層行政の住民に対する、特に高齢者に優しい対応をすべきだと思いますが、その対応についてお伺いいたします。

今後、本市のどの地域においても、老人世帯及び高齢者単身世帯の比率が多くなってきている現状を考えると、高齢者が安心して今のままで住み続けていくことができるのか、はたまた不便さを感じ、本市から移住転出していくのかという問題に直面しているとともに、人口減少になかなか歯どめがかからない状況は、本市が掲げる優しいまち、住んでよかったというまちの実現に向けて、危機的状況にあります。これを何とか打開する対策を迫られております。

特に、公共交通網をしっかりと立てるなどの対策やそのあり方について取り組むことが急務だと考えます。運用などの対策についての見解をお伺いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えいたします。

本市ではこれまで地域公共交通活性化協議会での協議を経て、平成21年に策定した士別市地域公共交通総合連携計画に基づき、交通事業者との連携のもとに予約制乗合バスの導入やバスマップの作成、バス待合室の整備などを実施してきました。

こうした中、平成26年11月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正によって、本市の総合連携計画は任意の計画となり、新たな法定計画として地域公共交通網形成計画が示されたところです。

新たな交通網形成計画は、これまでの総合連携計画の視点に、観光などのまちづくりとの連携や地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築を加え、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにする公共交通のマスタープランとしての役割を果たすものです。この交通網形成計画に基づき、公共交通の利便性と効率性を向上させつつ、公共交通の再構築を目的に行う事業については、更に地域公共交通再編実施計画を策定し、国に認定されることによって支援が受けられることとなります。

一方、総合連携計画についても、国の支援制度の対象となるものとされており、本市の総合連携計画も現行制度の適応を受けるところですが、状況の変化もある中で、この計画の期間も30年度までであることから、新たな法定計画である交通網形成計画の策定準備を進めてまいります。

次に、朝日地区での交通手段対策などについてです。朝日地区では高齢化率が50%を超えており、高齢者の単身世帯も増加していることから、谷口議員のお話のように、通院や買い物など日常生活において交通手段に不便を感じたり、不安を抱えているとの声もあり、公共交通の充実はより身近な課題となっています。

現在の朝日地区内での公共交通としては、主に小・中学生の通学や高齢者の移動のため、路線バスの廃止区間である茂志利と登和里の2系統3路線で、コミュニティーバスを運行しており、事前予約によって運行するデマンド方式も取り入れる中で、利用者の利便性にも配慮して

いるところです。また、タクシーについては採算性の面から現在は駐留していませんが、昨年度においてはコミュニティーバスの運行受託者であった士別ハイヤーが、バス運行の空き時間にサービスの一環としてタクシーを運行させており、年間180件程度の利用があったと伺っています。

これまで朝日地区における交通手段の確保に向けては、22年度に実施したタクシー利用意向調査に基づき事業者と協議を行ったほか、新たな交通システムの運行に向けた実証実験としてデマンド方式の乗合タクシーや予約不要の循環バスの運行を実施しました。しかしながら、いずれも利用者が少なく、本格運行には至らなかったところです。

こうした状況にはありますが、前回の実証実験から7年が経過しており、高齢化の進行や運転免許の返納など状況も変化していることから、高齢者が安心して生活できる公共交通のあり方について可能な限り要望を踏まえつつ、交通事業者とも協議していく必要があると考えています。

また、天塩町や中頓別町を初め、各地で住民同士による自家用車の相乗り事業の実証実験も行われており、地域のつながりや共助を促進する新たな仕組みづくりでもあることから、これらについても参考に検討を進めてまいります。更に、タクシーの利用の仕組みや敬老バス乗車証などの各種支援制度について、正しく理解し、十分に活用していただくため、高齢者等に対してより丁寧でわかりやすい説明や周知に努めます。

加えて、コミュニティーバスについては利用方法や運行時刻表、運行カレンダーを全戸配布していますが、一層理解が深められるよう内容の工夫や支所だよりによるお知らせなどに努めるとともに、ふれあいサロンなど地域の集会で地域担当職員などから説明するなど、高齢者に対する優しく丁寧な周知に意を配ってまいります。

先ほども申し上げたところですが、今後は31年度を初年度とする交通網形成計画の策定準備を進めるとともに、引き続き高齢者や学生を初め、あらゆる市民にとって安心して暮らし続けられる生活環境の充実に向けて、地域公共交通活性化協議会を中心に検討、協議を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 前向きな御答弁をいただきましたこと、本当にありがたく思っております。

できるだけ住民ニーズに応じたといいますか、行政一辺倒でなくて、やはり先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、住民に優しいというか、住民に説明をしていくというような、住民に対する説明会というものを何回か開いていただくことができるのかどうか、その辺だけ一つ、1点お伺いいたしておきたいと思えます。

○議長（丹 正臣君） 中峰部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 再質問にお答えいたします。

ただいまお話しいただきましたとおり、現状として現行制度の内容やなんかについても、十分理解いただけていないケースもあるという話もあります。また、今後さまざまな形で検討を進めた上で、一部には実証実験をするですとか、そういった手法も講じる場合があると思います。そういった際にも、十分に意図ですとか、あるいはその仕組みというものをわかっていたきながら、できるだけ活用していただけるような方向を目指すためにも、最大限住民の皆さんに説明していくという、あるいは更にモニタリングということで、御意見なんかも伺いながらというので、丁寧な進め方に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 教育格差の実情と支援などの対策についてお尋ねをいたします。

文部科学省が2014年に実施した調査によりますと、公立小・中学校の児童・生徒の保護者が支払う子供1人当たりの教育費のうち、学習塾や習い事などの学校以外の費用は平均で全体の6割強を占めるとされており、更に塾や参考書などに充てる経費を親の世帯年収400万円未満と1,200万円以上で比べると、小学校で7.9倍、中学校で2.6倍の差があったとされております。

文科省が実施している全国学力調査の結果を分析すると、年収の多い家庭のほうほど成績がよい傾向にあると公表されております。また、厚生労働省の調査によりますと、生活困窮自立支援法のもとで学習支援を実施する自治体は27年度は300であったが、28年度は423の地方自治体が実施しているとされております。

去る6月2日付の道新によりますと、年収100万円以上200万円未満の世帯では4割近くの子供が学校の授業についてわからないと答え、3割が進学について高校までと回答し、いずれも全世帯の平均を上回り、親の経済状況が子供の学習の習熟度や進学に影響している傾向が浮かび上がったと報道されております。今後、道はひとり親への就労支援や子供の居場所づくりなど総合的な子供の貧困対策を進めていくとされております。

このように経済的に厳しい家庭の子供たちを対象にした学習支援の動きが広がっている中で、本市における現時点での学習支援などの体制及び教育格差の実態をまずお尋ねいたします。

親の収入が低いと塾や習い事の出資が少なくなる傾向にあるといい、教育格差を防ぐ支援の対策や支援団体が教育格差の解消を目指している現状であるとされており、昨年9月にはこうした学習支援などについて、全国子どもの貧困・教育支援団体協議会が主催するシンポジウムが大阪で開催されました。その中では、貧困世帯向けの市の委託事業、夜御飯を提供しているなど、子供の貧困の解消のためには親も含めた多面的な支援の必要性も大事だとの意見が出されているようであります。

今後、都市部に比べて経済状況がよくない中で、特に子育て中の親の苦しい経済状態が子供の貧困に関する実態調査の結果から明らかなように、教育格差が広がりつつある中で、本市での教育格差についての調査や支援体制を充実させていく必要があると考えます。学校と塾との連携、放課後教育の充実など、学力向上についての対策がとられている地域事例もあり、今後

親の支援を含めた子ども食堂、現在、道内では50カ所以上あるとされております。格差解消への学習支援塾など具体的な対策についての考えをお伺いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に、私から親の支援を含めた子ども食堂実施について答弁申し上げ、学習支援の現状と実態について及び今後の学習支援などの体制については教育委員会から答弁申し上げます。

子ども食堂は近年共働きやひとり親世帯の増加により、夕食などを1人で食べなければならぬ、いわゆる孤食の子供に無料、または低料金で食事や居場所を提供する民間の活動として始まり、その多くは月に1回、または週に1回ほどの頻度で実施されております。この取り組みは子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく、貧困の連鎖を断ち切るための取り組みである一方で、貧困対策としての意味合いが強くなり、利用をちゅうちょしてしまう参加者もいるという課題も浮かび上がっており、利用対象を生活が困窮している子育て家庭だけでなく、地域の子供たちやその保護者、高齢者などに拡大して実施している例もあります。

また、大学などで貧困対策の研究を目的に、食事を提供しながら学習支援を実施するといった例もあり、食堂の目的や対象者の範囲など取り組みの内容はさまざまですが、利用している子供の様子から家庭の貧困問題が発見され、親への就労支援に結びついた事例もあるとの報道もなされています。

そこで、本市の子供の状況についてでありますけれども、子供が1人でも安心して来られる居場所としては児童館がありまして、特にあけぼの子どもセンターは中・高生も利用できる施設として運営しており、学習の支援としては、学校教育はもとより社会教育の分野においてもさまざまな学習支援を展開しています。

また、子供の孤食の観点では、平成27年度に作成した第2次士別市食育推進計画にかかわる食事調査によれば、調査を実施した幼稚園や保育園児の保護者と小学5年生の100%、また中学2年生の95%の方から夕食を家族と食べているとの回答を得ており、家族と食べていない中学2年生における理由としては、部活動などで時間が合わないときがあるや思春期により1人で食べたいときがあるなどであり、民生委員、児童委員からの情報、更には子ども・子育て支援に関するニーズ調査、更には子ども・子育て会議など各種子育ての支援にかかわる市民会議などにおいても、孤食が課題として出された経過はないところです。

貧困世帯を対象として子ども食堂の取り組みを進める場合には、利用対象範囲の設定を行うこととなりますが、その範囲の基準設定や対象者が利用をちゅうちょしてしまう可能性があるなどの課題があり、また対象範囲を拡大すると夕食での家族の団らんの機会を奪いかねないという心配があるほか、食事の提供にはアレルギー食など個々の衛生管理に対応できる担い手の確保や実施主体などさまざまな課題があることから、先進事例などを踏まえさまざまな角度から慎重に検討する必要があるものと考えています。

したがって、まずは今ある社会資源を十分に活用しながら、全ての子供たちに経済的な

事情による格差が生まれぬよう、国や北海道の支援制度、更には生活困窮者自立支援法にある学習支援制度なども踏まえる中で、学校教育や社会教育と連携しながら支援に当たってまいり考える考えです。

あわせて、子供の健全な成長には家庭の経済的な安定も重要な要素でありますことから、子供の居場所となる各関係機関ともしっかりと連携しながら、生活困窮者の早期発見と早期支援に努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君）（登壇） 学習指導の現状と実態及び今後の学習支援などの体制についてお答えいたします。

谷口議員お話しのとおり、保護者の経済状況と子供の学力などの関係について、文部科学省では、国立大学法人お茶の水女子大学が行った平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を活用した、学力に影響を与える要因分析に関する調査研究の結果を公表しております。

また、先日の新聞報道は、昨年10月から11月にかけて、北海道と北海道大学の共同チームが実施した北海道子どもの生活実態調査によるもので、子供の貧困対策を効果的に推進するため、子供の世帯の経済状況と生活環境や学校、家庭での過ごし方などとの関係を具体的に把握するために行われました。調査対象は小学2年生、小学5年生、中学2年生、高校2年生の保護者と小学5年生、中学2年生、高校2年生の子供で、調査内容は、保護者の項目として健康状態、就労状況、収入等で、子供の項目としては健康状態、生活習慣、学習等であり、実施対象地区は過去の同様の調査や人口規模を考慮して13市町でありました。その中でも、保護者の年収が子供の学習の習熟度や進学の実現に影響しているという傾向が出ています。

本市では同様の調査は行っておりませんので正確な現状把握には至っておりませんが、学校においては平等な学習環境が提供できるように、対象世帯には就学援助などを実施しておりますので、学校教育の中では格差は少ないと判断しているところです。一方、保護者の年収による個別のピアノや楽器の習い事、各種スポーツへの取り組みや大学等への進学に関する考え方などでは、学費負担の面からも選択の幅が限られることから、少なからず格差はあるものと認識しています。

そこで現在行っている学習支援としては、長期休業期間中の学習会として実施しているチャレンジ寺子屋、望ましい生活習慣を体験するチャレンジスクール及び学校が長期休業中に学校施設を開放して希望する児童・生徒を集めた学習会を開催しております。また、土曜子ども文化村における各種体験やジュニア博物館クラブにおける自然体験、更には生活リズムチェックシートによる学習習慣を初めとする生活習慣の振り返りなども行っています。

これらの指導につきましては、学校教職員、土別翔雲高校生、子ども会育成連絡会協議会育成者、北海道教育委員会を通じて派遣をいただいている大学生ボランティアなどと連携・協力しているところです。

次に、今後の対策として谷口議員から御提案のあった学習支援塾であります。現在学校教育や社会教育で行っている学習支援の参加料は無料、または廉価であり、家庭の経済状況によって参加が抑制される影響は少ないものと判断しておりますので、これらを継続する考えであり、現段階では新たに塾等との連携による設置は計画しておりません。

なお、これら学習会の開催に当たっては、児童・生徒を初め多くの保護者に対し広く周知するよう努めることによって、子供たちが生まれ育った環境による格差が生まれないように努めてまいります。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） これにて一般質問を終結いたします。

---

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたします。

お諮りいたします。議事の都合により明22日は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、明22日は休会と決定いたしました。

なお、23日は午前10時から会議を開きますので御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時42分散会）